

平成 30 年度介護報酬改定に伴う体制届等の届出について

今回の介護報酬改定に伴い、現在届け出ている施設等の区分、人員配置区分及び加算や減算の区分が変更となる事業所・施設(以下「事業所等」といいます。)は、新たに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び必要な添付書類(以下「体制届等」といいます。)の提出が必要となります。

現時点で示された算定要件については「案」であるため、今後変更される可能性があります。

厚生労働省から算定要件や加算の算定に係る告示、通知及び届出様式が正式に示された後、改定後の内容に対応した届出様式の準備が整い次第、県ホームページに掲載し、メーリングリストでお知らせします。(地域密着型サービスを除く。)

1 報酬の改正状況

別紙「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(改正後)を参考にしてください。

※ 網掛け部分が改正のあった箇所です。

ただし、単に記載の順番を変更しただけの箇所もありますので注意してください。

2 提出期限

提出期限は、平成 30 年 4 月 13 日(金)とする予定です。(提出期限を延長する場合には、県ホームページに掲載し、メーリングリストでお知らせします。(地域密着型サービスを除く。))

3 体制届等の提出について

(1) 地域区分

今回の改正で、府中町の地域区分が変更されています。

当該地域に所在する事業所等全てに適用されるものであるため、今回の介護報酬改定で変更が地域区分のみの場合、体制届等の提出は不要です。

(2) 新設された加算(減算)

算定要件を確認の上、算定する場合は、該当する区分を選択し、体制届等を提出してください。

(3) 算定区分が変更された加算等

(例:「加算あり」⇒「加算Ⅰ」・「加算Ⅱ」)

「加算あり」で算定していた事業所等は、算定要件を確認の上、該当する区分を選択し、必ず体制届等を提出してください。

(例:「加算Ⅰ」・「加算Ⅱ」⇒「加算Ⅰ」・「加算Ⅱ」・「加算Ⅲ」)

算定要件を確認し、現在算定している区分から変更があれば、体制届等を提出してください。

改正前の「加算Ⅰ」が、改正後の「加算Ⅱ」や「加算Ⅲ」にスライドして対応する場合などは、実質的に変更はなくても、必ず体制届等を提出してください。

(4) 算定区分に変更はないが、算定要件が変更された加算等

改正後の算定要件を確認の上、区分変更があれば、体制届等を提出してください。

確認の結果、算定区分に変更がない場合は、体制届等の提出は不要です。

(5) 算定区分と算定要件の両方が変更された加算等

算定区分と要件を見直して、必ず体制届等を提出してください。